

市民参加条例の骨子案及び条例の素案について

骨子案	条例の素案のイメージ
1 (目的) ○ 茅ヶ崎市自治基本条例（平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号）の目的及び自治の基本理念に基づき、同条例第 16 条第 5 項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民の自治の確立を図ることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この条例は、茅ヶ崎市自治基本条例（平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号）の目的及び自治の基本理念に基づき、同条例第 16 条第 5 項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治の確立を図ることを目的とする。
	(定義) 第 1 条の 2 この条例において使用する用語は、茅ヶ崎市自治基本条例において使用する用語の例による。
2 (基本原則) ○ 市民参加は、市民の意見が市政に反映されることを基本として行われるものとする。 ○ 市民参加は、市民と市の良好な信頼関係に基づいて行われるものとする。 ○ 市民参加は、市民と市が情報を共有することにより行われるものとする。	(基本原則) 第 2 条 市民参加は、市民の意見が市政に反映されることを基本として行われるものとする。 2 市民参加は、市民と市の良好な信頼関係に基づいて行われるものとする。 3 市民参加は、市民と市が情報を共有することにより行われるものとする。
3 (市の責務) ○ 市は、市民参加の推進を図るための環境の整備に努めるとともに、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進するものとする。 ○ 市は、市民参加の促進に関し必要な調査研究に努めるものとする。	(市の責務) 第 3 条 市は、市民参加の推進を図るための環境の整備に努めるとともに、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進するものとする。 2 市は、市民参加の促進に関し必要な調査研究に努めるものとする。
4 (市民の権利) ○ 市民は、市に対し、市民参加の機会の提供を求めることができる。	(市民の権利) 第 4 条 市民は、市に対し、市民参加の機会の提供を求めることができる。
5 (市民参加の対象) ○ 市民参加の対象は、市政全般とする。	(市民参加の対象) 第 5 条 市民参加の対象は、市政全般とする。
6 (市民参加の時期) ○ 市は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価のそれぞれの段階において、市民参加を推進するものとする。	(市民参加の時期) 第 6 条 市は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価のいずれの過程においても、市民参加を推進するものとする。
7 (市民参加の方法) ○ 市民参加の方法は、次のとおりとする。 (1) 意見交換会等（特定の課題に関し成果を得ることを目的として、意見交換会、説明会その他の会議を開催することにより、市長等及び市民並びに市民の相互の議論を深め、又は市長等が市民の意見を聴取し、若しくは市民に周知する方法をいう。） (2) アンケート（特定の課題に関する多数の市	(市民参加の方法) 第 7 条 市民参加の方法は、次のとおりとする。 (1) 意見交換会等（特定の課題に関し成果を得ることを目的として行う、意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会、その他の集会を開催する方法をいう。以下同じ。） (2) アンケート（一定の様式に基づき記載され

骨子案	条例の素案のイメージ
民の意見、意向等を一定の様式に基づき記載され、又は入力された書面、電子データ等を収集することにより市長等が調査する方法をいう。) (3) ヒアリング（特定の課題に関する市民の意見、意向等を市長等が市民から直接聴き取ることにより調査する方法をいう。） (4) パブリックコメント手続（条例の制定、改廃、運用若しくは評価若しくは政策の策定、改廃、実施若しくは評価又は規則、審査基準、処分基準若しくは行政指導指針（以下「規則等」という。）の制定若しくは策定に当たり、当該条例若しくは政策又は規則等の案等を広く公表し、それに対する意見及び意見に対する市長等の考え方を公表する一連の手続による方法をいう。以下同じ。） (5) 政策提案（一定の人数の市民が規則で定めるところにより市長等に政策の案を提出する方法をいう。以下同じ。） (6) 審議会等への参加（審議会その他の附属機関又はこれに類するもの（以下「審議会等」という。）に委員として市民が参加する方法をいう。） (7) その他市長等が適当と認める方法	た書面又は入力された電子データを収集することにより特定の課題に関する多数の市民の意見、意向等を調査する方法をいう。以下同じ。) (3) ヒアリング（直接聴き取ることにより特定の課題に関する市民の意見、意向等を調査する方法をいう。以下同じ。） (4) パブリックコメント手続（市長等が条例、政策、規則等に係る重要な意思決定をするに当たり広く市民に意見、提案等を求め、それに対する市長等の考え方を公表する一連の手続による方法をいう。以下同じ。） (5) 政策提案（一定の人数の市民が規則その他の規程で定めるところにより市長等に政策の案を提出する方法をいう。以下同じ。） (6) 審議会等への参加（審議会その他の附属機関又はこれに類するもの（以下「審議会等」という。）に委員として市民が参加する方法をいう。） (7) その他市長等が適当と認める方法
8（意見交換会等、アンケート、ヒアリング等） ○ 市長等は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程において、次に掲げる市民参加の方法のうち、適切かつ効果的であると認められる方法により市民の意見、提案等を求めるよう努めなければならない。 (1) 意見交換会等 (2) アンケート (3) ヒアリング (4) その他市長等が適当と認める方法 ○ この場合において、市長等は、必要に応じて複数の方法により実施するよう努めるものとする。 ○ 市民は、特定の課題に関し、市長等に対し、第1項各号に掲げる方法により市民の意見、提案等を求めるよう求めることができる。	（意見交換会等、アンケート、ヒアリング等） 第8条 市長等は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程において、次に掲げる市民参加の方法のうち、適切かつ効果的であると認められる方法により市民の意見、提案等を求めるよう努めなければならない。 (1) 意見交換会等 (2) アンケート (3) ヒアリング (4) その他市長等が適当と認める方法 2 前項の場合においては、市長等は、必要に応じて複数の方法を_____実施するよう努めるものとする。 3 市民は、特定の課題に関し、市長等に対し、第1項各号に掲げる市民参加の方法の実施を_____求めることができる。
9（パブリックコメント手続） ○ 市長等は、次に掲げる行為をしようとするときは、パブリックコメント手続を実施しなければならない。 (1) 市の基本的な政策を定める計画、施策の基本方針又は基本的な事項に関する計画、指針等の策定又は改廃 (2) 市の基本的な制度に関する条例の制定又は改廃 (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 (4) 市民の権利を制限し、又は義務を課す条例の制定又は改廃 (5) 規則、審査基準、処分基準又は行政指導指針（以下「規則等」という。）の制定又は策	（パブリックコメント手続） 第9条 市長等は、次に掲げる行為をしようとするときは、パブリックコメント手続を実施しなければならない。 (1) 市の基本的な政策を定める計画、施策の基本方針又は基本的な事項に関する計画、指針等の策定又は改廃 (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定 ア 市の基本的な制度を定める条例 イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例 ウ 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例 (3) 次に掲げるものの制定

骨子案	条例の素案のイメージ
<u>定</u> ○その他市長等が必要 _____と認めたときは、パブリックコメント 手続を実施することができる。 ○次に掲げる場合にあっては _____, パブリックコメント手続を 実施しない。 (1) 意見聴取手続が法令等により定められてい るとき。 (2) 市の裁量の余地がないと認められるとき。 (3) 地方税_____の賦課徴収並びに分担金 、使用料及び手数料_____の徴収に関す るもの(新たな地方税の税目を起こす場合 _____を除く。)であるとき。 (4) <u>規則等の制定又は策定の場合であって、当 該規則等が行政手続法の規定を適用しないこと とされているものに該当するとき。</u> (5) 緊急を要する _____ _____とき。 (6) その他市長等が規則その他の規程で定める 場合 ○ 市長等は、_____パブリックコ メント手続の対象としないこととしたときは、 その理由を公表するよう努めなければならない 。 ○その他パブリックコメント手続に関し必要な 事項は、市長等が規則その他の規程で定める。	ア 規則 イ 審査基準（申請により求められた許認可等 をするかどうかをその法令の定めに従って判断 するために必要とされる基準をいう。） ウ 処分基準（不利益処分をするかどうか又は どのような不利益処分とするかについてその法 令の定めに従って判断するために必要とされる 基準をいう。） エ 行政指導指針（同一の行政目的を実現する ため一定の条件に該当する複数の者に対し行政 指導をしようとするときにこれらの行政指導に 共通してその内容となるべき事項をいう。） 2 前項に規定するもののほか、市長等は、必 要があると認めたときは、パブリックコメント 手続を実施することができる。 3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれか に該当するときは、パブリックコメント手続を 実施しない。 (1) 意見聴取の手続が法令等により定められて いるとき。 (2) 市の裁量の余地がないと認められるとき。 (3) 地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金 、使用料及び手数料<u>その他の金銭の徴収に関す るもの(新たに地方税の税目を起こす場合に係 るものを除く。)</u>であるとき。 (4) 第1項第3号に規定する場合で制定しよう とするものが次のいずれかに該当するとき。 ア 行政手続法（平成5年法律第88号）第3 条第2項の規定により同法第6章の規定は適用 しないこととされたものであるとき。 イ 行政手続法第3条第3項の規定により同法 第2章から第6章までの規定は適用しないこと とされたものであるとき。 (5) 緊急を要するためパブリックコメント手続 を実施することが困難であるとき。 (6) 軽微な修正又は改正に係るものであるとき 。 (7) 審議会等においてパブリックコメント手続 に準ずる手続を実施して策定した報告等に基づ いて策定するものであるとき。 (8) 他の執行機関が既に策定している政策等と 同じ政策等を定めるものであるとき。 (9) その他市長等が規則その他の規程で定める 場合 4 市長等は、前項の規定によりパブリックコ メント手続を実施しないこととしたときは、そ の理由を公表するよう努めなければならない。
10（政策提案） ○市民は、政策提案をすることができる。 ○政策提案に必要な市民の人数は、5人とする 。	（政策提案） 第10条 市民は、市民5人以上の連署をもつ て政策提案をすることができる。
11（意見の取扱い等） ○市長等は、市民参加の方法（審議会等を除く 。次項において同じ。）により提出された市民	（意見の取扱い等） 第11条 市長等は、第7条各号（第6号を除 く。）に規定する方法 _____により提出された市民

骨子案	条例の素案のイメージ
の意見を尊重しなければならない。 ○市長等は、<u>市民参加の方法</u>の結果を速やかに公表しなければならない。	の意見を尊重しなければならない。 2 市長等は、<u>第7条各号に規定する方法を実施し、又は方法が実施されたときは、その結果</u>を速やかに公表しなければならない。
12（審議会等） ○ 市長等は、審議会等を設置しようとするときは、<u>市民参加の趣旨を踏まえ、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。</u> ○ 市長等は、審議会等の委員を選任しようとするときは、<u>公募による委員の比率、委員の男女の比率その他の事情を勘案し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。</u>	（審議会等） 第12条 市長等は、審議会等を設置しようとするときは、<u>市民参加の趣旨を踏まえ、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。</u> 2 市長等は、審議会等の委員を選任しようとするときは、<u>公募による委員の比率、委員の男女の比率その他の状況を勘案し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。</u>
13（条例の検証） ○ 市長等は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況を検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。 ○ <u>前項の検証をするときは、最も適切な市民参加の方法により市民の意見を聴かなければならない。</u> ○ <u>この場合において、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聴くものとする。</u> ○ この場合においては、<u>検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置を公表しなければならない。</u>	（条例の検証） 第13条 市長等は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況を検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。 2 市長等は、<u>前項の検証をするときは、最も適切な市民参加の方法により市民の意見を聴かなければならない。</u> 3 <u>第1項の場合において、市長等は、必要があると認めたときは、学識経験者の意見を聴くものとする。</u> 4 <u>市長等は、第1項の規定により検証を行ったときは、検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置を公表しなければならない。</u>
14（委任） ○ この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。	（委任） 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が<u>規則その他の規程</u>で定める。
附 則 ○この条例は、平成26年4月1日から施行する。 ○この条例の施行後<u>13</u>の規定により最初に行う検証については、「4年を超えない期間ごと」とあるのは、「この条例の施行の日から○年以内」とする。	附 則 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 2 この条例の施行後<u>第13条</u>の規定により最初に行う検証については、「4年を超えない期間ごと」とあるのは、「この条例の施行の日から○年以内」とする。